

産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 静岡県静岡市清水区横砂西町10番6号

氏 名 丸両自動車運送株式会社

代表取締役 青木良介

優
良

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

群馬県知事

山本 一太



許可の年月日

令和6年 4月17日

許可の有効期限

令和13年 4月16日

1 事業の範囲

(1) 事業の区分

収集、運搬（積替え保管を除く。）

(2) 産業廃棄物の種類

収集、運搬（積替え保管を除く。）

①燃え殻、②汚泥、③廃油、④廃酸、⑤廃アルカリ、⑥廃プラスチック類、⑦紙くず、⑧木くず、⑨繊維くず、⑩動植物性残さ、⑪金属くず、⑫ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、⑬鉱さい、⑭がれき類、⑮ばいじん（以上15種類）
※②については、石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を含む。

※③については、水銀使用製品産業廃棄物を含む。

※④については、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を含む。

※⑤については、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を含む。

※⑥については、石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物を含む。

※⑪については、水銀使用製品産業廃棄物を含む。

※⑫については、石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物を含む。

※⑯については、石綿含有産業廃棄物を含む。

※⑰については、水銀含有ばいじん等を含む。

2 許可の条件

なし

3 許可の更新、変更の状況

様式第七号の二（第十条の二関係）

平成 19 年	4月 17 日	新規許可
平成 24 年	4月 17 日	更新許可
平成 29 年	4月 17 日	更新許可
令和 6 年	4月 17 日	更新許可
令和 6 年 12 月 27 日		変更許可

4 積替え許可の有無 有・無

5 規則第 9 条の 2 第 8 項の規定による許可証の提出の有無 有・無